

7 文科教第 1461 号
令和 7 年 12 月 26 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
専修学校を置く国立大学法人の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

塩 見 み づ 枝
(公 印 省 略)

専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準に関する告示の公布について（通知）

この度、別添 1 のとおり「専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の 専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるもの に係る基準」（令和 7 年告示第 138 号。以下「改正告示」という。）が令和 7 年 12 月 8 日に公布されました。

専修学校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とされ、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養といった分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきました。

こうした中、専修学校の専門課程について、職業教育を行う高等教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専門課程における教育の充実を図るため、入学資格を厳格化するとともに、外部の識見を有する者による評価の努力義務化等の措置を講ずるため、「学校教育法の一部を改正する法律」

(令和6年法律第50号。以下「改正法」という。)が制定され、令和8年4月1日から施行されます。

今回の改正は、標記告示に関し、上記改正法を踏まえた所要の改正を行うものです。これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

なお、その他の改正法を踏まえた告示等については、別途改正を行いますので、改正手続が済み次第通知します。

記

第1 改正の概要

1 改正告示

(1) 専修学校に関する大学院等の入学資格の指定について

専修学校に関する大学の専攻科又は大学院入学資格の指定に関する基準に、質の保証の観点から、第三者評価の結果を公表していることを加える。(第1条及び第2条関係)

(2) 修了者に大学専攻科又は大学院入学資格を認める専修学校の専攻科の指定に係る基準について

改正法により専修学校に専攻科制度が導入されたことに伴い、学校教育法施行規則を改正し、専門課程と同様、文部科学大臣が定める基準を満たす専攻科の修了者に対しても大学の専攻科又は大学院への入学を認めることとしたところ。本告示において、①保健師又は助産師、②1級自動車整備士、③あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の教員の資格の取得にかかる専攻科のうち、専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること等、当該基準を規定する。(第2条関係)

(3) 施行期日等

ア この省令は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1条関係)

イ 専修学校専門課程における修了要件等に係る経過措置

大学院入学資格等を付与する専門課程の改正後の規定は施行日以後に入学する者について適用し、施行の日前に入学した者については、なお従前の例によることとする。

(4) その他

今回の改正に係る詳細な手続等詳細資料を文部科学省ホームページの以下の URL に掲載しており、Q&A 集の掲載等、随時情報を更新しているので、本改正に係る対応を行う際には、これらを適宜参照されたいこと。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm



(添付資料)

【別添 1】 専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準(平成十七年文部科学省告示第百三十八号)の改正について

< 本件担当 >

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03-6734-2939